

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 40 号
件 名	「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書の提出について
要 旨	<p>昨年、法務、男女共同参画担当両大臣が選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を来年の通常国会に提出する意欲を表明し、本年、法務省が民法の一部改正案の概要を発表しました。</p> <p>しかし、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。</p> <p>今日、三世同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族のきずなが希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。</p> <p>本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものです。</p> <p>したがって、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては、離婚が容易にできる社会システムの形成につながることを懸念されます。のみならず親子別姓や(場合によっては兄弟別姓をもたらすこともあり)子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねません。子供に与える影響をかんがみれば我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するものです。家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族のきずなを強化する施策ではないでしょうか。</p> <p>なお、一部の働く女性から旧姓使用を求める声がありますが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきです。</p> <p>以上の内容を踏まえ、政府に対し、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書を提出して下さるよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 22 年 9 月 10 日 <span style="float: right;">市民厚生常任委員会</span>
受 理	平成 22 年 8 月 26 日      第 2 3 1 号